

府中市立府中第八小学校

防災マニュアル

〒183-0014 府中市是政1丁目34番地

電話 (042)361-9008 FAX (042)334-0870

H P <http://www.fuchu08s.fuchu-tokyo.ed.jp>

令和4年 4月

1 保護者の方に知っていただきたいこと

- (1) このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアルどおりに行われなかった場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また、災害における自主的な判断をお願いいたします。
- (2) 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、一斉メール配信不能及び遅延、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対応を親子で話し合ってください。最も大切な「子供の命を守る」ということを考えての対応をお願いします。緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- (3) 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合は、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、校外委員会等で、地区・ブロック単位で防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしくをお願いいたします。
- (4) 災害はいつ起きてもおかしくありません。
《お子様が登下校中の場合》
 - ① 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促してください。
 - ② 登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
 - 安全に気を付けて、登下校する。
 - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。
《お子様が家庭にいる場合》
 - ① 自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- (5) 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。
 - ① 仕事を常勤されている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室との連携を密にしてください。学童保育及び放課後子ども教室と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育等の対応を問い合わせても分かりません。学童保育等の指導員へ連絡、確認をお願いします。
 - ② 学童に通っていない児童、高学年の児童の保護者が災害時不在の場合、地域内、保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。
 - ③ 家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）をつくるなどして防災対策を徹底してください。
 - ④ 児童が下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

(6) 一斉メールに登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを一斉メールで流すこととなります。
できる限り、一斉メールへの登録をいただきますようお願いいたします。

また、一斉メールが受信できなくなった場合は、速やかに副校長まで連絡ください。

「特別警報」が発表されたら・・・

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁は、これまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状態にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

※登校前・下校後に特別警報が発令された場合・・・家庭での対応をお願いします。

※在校中に特別警報が発令された場合・・・学校で対応します。基本的には、解除されるまで、学校でお子様をお預かりします。

家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。

災害によっては学校が安全地域ではない事態もあります。

学校の判断・決定をご理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

2 災害時の学校側の対応

(1)台風接近等の対応について

①登校時に関わること・・・登校に関して、メールで連絡します。下記事項の確認をして、対応をお願いします。

◎午前7時現在で、「府中市」(多摩北部)地域に特別警報または暴風警報が発令されている場合は、休校となります。午前7時現在で解除された場合は、平常授業となりますが、前日に登校時刻の連絡が入っているときは、その時刻に登校となります。

②下校時に関わること・・・随時、一斉メール、ホームページ等で連絡します。

- ア. 下校時に特別警報または暴風警報が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。特別警報または暴風警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、随時、発信します。
- イ. 下校時に特別警報または暴風警報が解除されている場合でも、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別がつきにくいなど、安全に歩けない状況にあるときには、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。また、安全に歩いて帰ることができる判断した場合には、一斉集団下校を実施します。その場合も連絡します。
- ウ. 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

③翌日に関わること・・・学校より必要に応じて、翌日の対応について連絡します。

- ◎翌日、荒天（「暴風警報」等）が予想される場合も、学校の対応を連絡します。「計画運休」によって登校時刻が変わることもあります。

④府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合

- ◎学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講じます。平常授業以外の対応をする場合、メール・学校ホームページで各家庭に連絡します。

なお、災害時の対応について、府中市教育委員会の対応が発出した場合には、その対応に従います。その場合も一斉メール等で、連絡します。

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

で「府中市」（多摩北部）の警報・注意報の発令を確認してください。

(2)警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。

- ② 登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。
- ③ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。
- ④ 児童を引き渡す際には、「児童引き渡し・緊急連絡カード」をもとに、保護者または「児童引き渡し・緊急連絡カード」に記入されている引受人の方に、児童を引き渡します。
※引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。
- ⑤ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようにしてください。解除後の授業再開の時期については、下記のとおりです。

○午前6時現在で解除されている場合・・・平常どおりの授業

○午前6時以降に解除された場合・・・当日休校とする。

(3)府中市で大規模の地震(震度5弱以上)が発生した場合

① 児童が在校していた場合

ア 原則として保護者への引き渡しを実施します。一斉メール配信、ホームページ等により連絡します。

イ 保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。

② 児童が校外（遠足等）にいた場合

ア 児童の安否を確認後、学校から一斉メール配信、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。（電話は不通になることが予測されます。）

イ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。（一斉メール配信、ホームページ等でお知らせします。帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただくことも考えられます。）

③ 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

(例) 各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

- ・ 学校に行く
- ・ 家庭に帰る
- ・ 近隣の〇〇への避難
- ・ その他

以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を考え実施いたします。

3 保護者の方々へのお願い

(1) 引受人について

本校では、大規模地震が発生したとき、警戒宣言が発令されたとき、または大きな事故や事件が生じたときは、原則として保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、一斉メールにて連絡します。

引き渡しの際には、「児童引き渡し・緊急時連絡カード」にある引受人をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年を「児童引き渡し・緊急時連絡カード」提出していただきます。2・4・6年生は昨年度分を赤で訂正してください。1・3・5年生は新規作成をお願いします。2部作成し、1部は学校へ提出、もう1部はご家庭用として保管してください。

◎保護者以外の方が引き取る場合、誘拐防止等のため、カードに記入されていない方へは引き渡しをしませんので、確実にご記入ください。

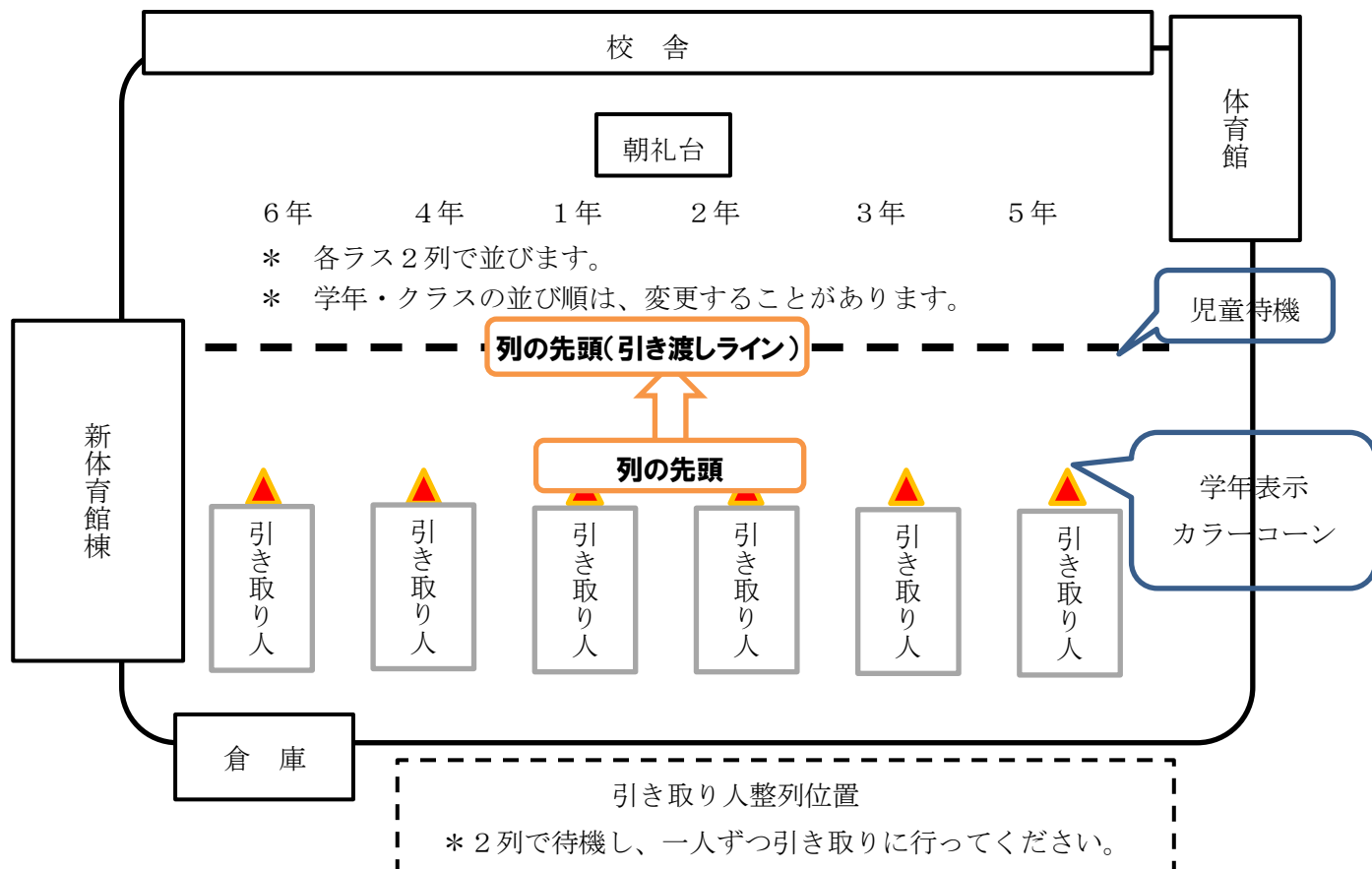
◎徒歩で引き取りに来ることができる方をご記入ください。

引き取り方法

- 1 引き取りは「児童引き渡し・緊急時連絡カード」の人に限りです。
 - 2 学校に着いたら下記の待機場所で待ちます。（各クラス2列で並んでください。）
 - 3 合図があったら、担任の確認を受けてから児童を引き取ります。
 - 4 兄弟姉妹がいる場合は、必ず上の学年から引き取ります。
- ※「児童引き渡し・緊急時連絡カード」を持参する必要はありませんが、保護者以外の引受人の方は、ご本人であると確認できるもの（免許証など）をお持ちください。

引き取り場所

校庭（雨天時：教室）



(雨天時)

- 児童昇降口から出入りをします。
- 訓練では上履きに履き替え、緊急時には下足のままで入ります。
- 各教室で引き取ります。（廊下に1列で並んでお待ちください。）
- 兄弟姉妹がいる場合は、必ず上の学年から引き取ります。

全国瞬時警報システム・Jアラート（弾道ミサイル発射）

対象地域に東京が含まれていたときの対応について

○ Jアラートが発せられた時の対応

始業前

- ・ 自宅待機をし、身の安全を図る。
- ・ 家を出た後、発せられたら身を守れる場所に待機する。
- ・ 安全が確認され次第、登校する。

始業～下校

- ・ 教員指導の下、学校内にて身の安全を確保する。
- ・ 校庭等にいれば校舎内へ避難する。
- ・ 窓から離れて身の安全を確保する。

下校後

- ・ 下校途中の場合は、身を守れる場所に待機する。
- ・ 安全が確認され次第、寄り道をせずに帰宅する。
- ・ 家ではメディア等で情報を聞き、安全が確認されるまで外出しない。

○詳細は内閣官房「国民保護ポータルサイト」<http://kokuminhogo.go.jp/>をご確認ください。

災害時の学校の対応

1 台風等が接近した場合

- (1) 登校時に関わること・・・メールで連絡
 - ① 午前7時現在・・・「府中市」（多摩北部）地域に特別警報または暴風警報発令中
→休校
- (2) 下校時に関わること・・・随時メール、ホームページ等で連絡発信
(下校が早まる場合等)
 - ① 下校時に特別警報または暴風警報発令の場合 →学校待機
 - ② 下校時に特別警報または暴風警報解除の場合でも帰宅が危険の場合 →学校待機
- (3) 翌日に関わること・・・(必要があれば) →学校より連絡

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

で「府中市」（多摩北部）の警報・注意報の発令を確認してください。

2 警戒宣言が発令された場合

- (1) 登校前に発令された場合 →自宅待機
 - ① 午前6時現在で解除されている場合→平常どおりの授業
 - ② 午前6時以降に解除された場合 →学校は「休校」
- (2) 在校中に発令された場合 →授業は打ち切り、発令直後に引き渡し開始
引き渡し後、発令解除まで自宅待機

3 府中市で大規模地震（震度5弱以上）発生の場合

- (1) 在校中の場合 →引き渡し（学校よりメールで連絡）
- (2) 校外（遠足等）にいた場合
 - ① 帰校可能な場合 →帰校後、引き渡し(学校よりメールで連絡)
 - ② 帰校困難な場合 →現地の災害対策本部の指示を受け、適正な対応を実施
(現地まで迎えにきていただくことも考えられます。)

◆災害用伝言ダイヤル（171）

- ① 固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。
- ② 案内音声を聞いて2をプッシュする。
- ③ 案内音声を聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。
(042-361-9008)

府中市立府中第八小学校：防災マニュアル概要版

令和4年11月改訂

府中市立府中第八小学校 校長 松下 雄太

地震や風水害等、大規模な災害が発生した場合、以下の方針に沿って次のような対応をします。

地震			風水害
※府中市で震度5弱以上の地震発生			
在校中	登下校中	夜間・休日	
<p>①教職員の指示で避難する。 ※原則として校庭 ※状況により校舎内 ※学校が危険な場合は広域避難場所へ避難（東京競馬場）</p> <p>②保護者引き渡し ※府中市で震度5弱以上の地震が発生した時は、学校からの連絡の有無に関わらず児童は引き渡しとなります。 【通信可の場合】 携帯メール・学校ホームページで引き渡し下校の実施を連絡する。 【通信不可の場合】 保護者の判断で引き取りに来る。 ※固定電話「災害用伝言ダイヤル（171）」も活用する予定です。</p>	<p>①自宅に帰るか、学校に行く。 ※児童自らの判断で行動することになるので、各家庭でどうすべきか相談しておく。 ②登校した児童、下校中に戻った児童の安全を確保し保護者に引渡す。 ※「在校中」に同じ</p> <p>○警戒宣言（大規模地震対策措置法の判定会議） ①登校前に発令された場合は、そのまま自宅待機となる。 ②在校中に発令された場合は、引き渡しとする。 ※市役所、消防車、パトカーのサイレン、テレビ等で確認。 学校から発令に関する連絡は行わない。</p> <p>◆災害用伝言ダイヤル（171） ①固定電話または携帯電話から「171」にダイヤルする。 ②案内音声聞いて②をプッシュする。 ③案内音声聞いて、学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。（042-361-9008）</p>	<p>①保護者の責任において児童の安全確保を図る。 ②状況に応じて一時避難場所（学校の校庭）に避難する。 ③初動要員（市）・緊急対応要員（教職員）等の指示に従う。</p>	<p>①翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合 ○メールにて学校の対応をお知らせします。「計画運休」によって、登校時刻が変わることもあります。</p> <p>②府中市に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合 ① 午前7時の時点で発表中→ 全市一斉に臨時休校 ② 午前7時の時点で解除 → 平常授業 前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校 ③ 午前7時以降に発表 ・登校前…自宅待機 ・登校中…そのまま登校 ・在校中…校内待機とし、警報が解除され安全が確認された後下校 ※気象・通学路・家庭等の状況により、在校中の個々の児童への対応を決める。 ※下校する場合は、状況に応じて集団または引渡し下校とする。 ※在校中の対応は、学校配信メールで各家庭に連絡する。</p> <p>③府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発表された場合 ○学校や地域の状況に応じて校長が適切な措置を講ずる。夜間・休日の時は、保護者の責任において児童の安全確保を図る。 ○午前7時の時点で多摩川に氾濫警戒情報が出ている場合は、休校とする。※午前7時に学校配信メールで連絡。 ※「大雨警報」や「洪水警報」のみでの休校はない。 ○開校中に氾濫警戒情報が出た場合は引き渡し下校とする。ただし、「高齢者等避難」の発令が出た場合は、若松小学校への避難を優先し、若松小学校で引き渡しを行う。 ※他の住民避難の状況で引き渡し場所を変更する場合がある。その際は、学校配信メールで連絡する。 ※平常授業以外の対応をする場合、メールで各家庭に連絡する。</p> <p>④強い勢力を伴った台風が接近した場合 ○府中市が1日前までに避難所開設を決定→休校とする。 ○再開については、学校ごとに判断し、メールで各家庭に連絡する。</p>
Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合			
<p>① 在校時（校舎内にいる場合）：窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る、机の下に入って頭部を守る。（校舎外にいる場合）：校舎内へ避難するか、物陰に身を隠す。その場で地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>② 登下校時：在校時に準じた避難行動をとる。屋内避難を解除する情報後、自宅又は学校へ移動する。自宅もしくは学校にて児童の安否確認を行う。</p> <p>③ 在宅時：安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。登校時間の変更や臨時休業などの対応が発生した場合は、学校からメール配信等により保護者へ周知する。 ◇児童の安否情報・対応について、メール配信等により、保護者対し速やかに発信する。 ◇市から避難指示が出た場合は、避難場所（学校）に避難する。</p>			

※想定されていない状況が起こるのが災害です。上記マニュアルを基本に対応しますが、その時の状況で児童の安全を最優先に判断します。

※保護者への引き渡しについては年度当初に「緊急連絡カード」に記入いただいた「引き取り予定者」の方に限ります。

変更・追加がある場合は速やかに担任までお知らせください。「引き取り予定者」が来校できない場合は、学校で児童の保護を続けます。